

猪名川町住民投票条例の策定に関する提言書（主な内容）

令和5年11月

1 住民投票制度－間接民主制を補完する制度

- 町政に関する重要な事項について、町議会と町長が住民の意思を直接確認するために必要な事項を定めた制度。
- 町議会と町長は、投票結果が一定の要件を満たした場合、その結果を尊重しなければならない（投票結果に法的拘束力はないため）。

2 住民投票の対象事項

- 町政に関する重要な事項

《除外事項》

- (1) 町の権限に属さない事項（ただし、町及び町民の福祉及び利害に直接関わる場合は、この限りでない）
- (2) 住民投票を実施することにより、特定の個人又は団体、特定の地域の住民等の権利等を不当に侵害するおそれのある事項
- (3) 法令の規定に基づき住民投票を行うことができる事項
- (4) 専ら特定の住民若しくは地域又は自治会に関する事項
- (5) 町の組織、人事、財務に関する事項
- (6) 金銭の増減又は徴収に関する事項
- (7) 前各号に掲げるもののほか、住民投票を行うことが適当でないと明らかに認められる事項

3 住民投票の投票資格等

- 年齢要件 満18歳以上
- 住所要件 引き続き3か月以上本町に住所を有する者
- 国籍要件 日本国籍を有する者

4 住民投票の請求権者等

- 住民からの請求（住民投票の投票資格を有する者の5分の1以上の署名）
- 議会からの請求
- 町長自らの発議

5 設問・選択肢

- 設問は簡潔かつ明確に
- 選択肢は二者択一で賛否を問う形式

6 住民投票の実施機関

- 町長（事務を町選挙管理委員会に委任することができる）

7 住民投票期日

- 事由が生じた日から起算して30日以後90日以内

8 情報提供

- 中立性の保持に努め、住民投票に必要な情報を提供する

9 住民投票運動

- 自由に行うことができるが、買収、脅迫等により投票資格者の自由な意思が拘束され、若しくは不当に干渉され、又は住民の平穏な生活環境が侵害されるものであってはならない。

10 開票結果の公表及び尊重

- 住民投票の賛否の内容に係る開票結果は公表する。
- 住民投票において、一の事案について投票した者の賛否いずれか過半数の結果が投票資格者総数の4分の1以上に達したときは、町議会及び町長は、住民投票の投票結果を尊重しなければならない。

11 同一事案、同旨事案の再請求の制限期間

- 2年